

飯島町文化館指定管理者公募要項

1 公募の趣旨

公の施設の利便性向上および管理運営の効率化を図るため、飯島町文化館について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

名称	飯島町文化館
所在地	飯島町飯島 2489 番地
施設の設置 目的	地域住民の教育および文化の向上を図るため
開館年月日	平成 5 年 5 月 1 日
構造規模等	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 平屋一部 2 階建 建築面積 3947.15 m ²
主要施設	大ホール、中ホール、小ホール、和室、調理実習室、創作室、会議室、学習室、読書室、文化館事務室、応接室、エントランスホール、ホワイエ

3 スケジュール

公募から決定までのスケジュールは、以下を予定しています。

公募のお知らせ	令和 7 年 8 月 25 日（月）
公募要項の配布	令和 7 年 8 月 25 日（月）から 令和 7 年 9 月 12 日（金）
公募説明会および現地見学会の開催	令和 7 年 9 月 4 日（木）
質問書の受付	令和 7 年 9 月 5 日（金）から 令和 7 年 9 月 9 日（火）
質問書に対する回答期限	令和 7 年 9 月 16 日（火）
申請書類の受付期間	令和 7 年 9 月 22 日（月）から 令和 7 年 9 月 30 日（火）
資格審査	令和 7 年 10 月
審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和 7 年 10 月 21 日（火）
庁議による候補者の決定	令和 7 年 11 月 4 日（火）
選定結果の通知・公表	令和 7 年 11 月 5 日（水）
議会へ議案の上程	令和 7 年 12 月上旬
基本協定	令和 8 年 3 月下旬
年次協定の締結、業務開始	令和 8 年 4 月 1 日

4 指定管理者の応募

(1) 応募資格

下記項目のいずれにも該当する者としてします。

- ①公立文化会館の管理運営業務の知識と経験を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる者
- ②当該施設の設置目的および公の施設であることを踏まえ、関係法令や条例を遵守し、利用者への公平性を確保できる者
- ③法人、または複数の法人が共同する共同事業体
- ④飯島町に事業所を有する者

(2) 欠格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する法人または団体は申請を行うことはできません。これらの者が行った申請は失格となります。

- ①破産者で復権を得ない者
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4（同令 167 条の 11 においても準用する場合を含む）の規定により当町における入札の参加を制限されている者
- ③地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
- ④国税、地方税等の租税を滞納している者
- ⑤団体またはその代表者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団または暴力団員およびこれらの利益となる活動を行う者
- ⑥個人である者

(3) 共同事業体による応募

共同事業体で応募する場合、構成するすべての法人が欠格事項に該当しないことが条件となります。この場合において、次に掲げる事項に留意してください。

- ①共同事業体の構成団体を特定し、共同事業体の名称および共同事業体内で代表となる法人を定めてください。
- ②単独で応募した法人は、共同事業体の構成団体として応募することはできません。
- ③複数の共同事業体において、同時に構成団体となることはできません。

(4) 公募の手続き

①公募要領の配布

ア 配布期間：令和 7 年 8 月 25 日から令和 7 年 9 月 12 日

イ 配布場所：教育委員会生涯学習係

飯島町ホームページからもダウンロードできます。

URL： www.town.iijima.lg.jp

②公募説明会および現地見学会の開催

公募要領に関する説明会および現地見学会を次のとおり開催します。応募される団体はご参加ください。

- ア 開催日時：令和 7 年 9 月 4 日 午後 1 時 30 分
- イ 開催場所：飯島町文化館
- ウ 参加人数：各団体 2 名以内
- エ 申込方法：参加をご希望の団体は「別紙様式 7 公募説明会および現地見学会参加申込書」を持参、または電子メールで令和 7 年 9 月 3 日 午後 5 時までに教育委員会生涯学習係へお申込みください。
E-mail : syougai@town.iijima.lg.jp

③質問の受付

公募要領等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間：令和 7 年 9 月 5 日から令和 7 年 9 月 9 日
- イ 受付方法：「質問書」により質問の内容を 1 枚につき 1 件を簡潔にまとめて持参、または電子メールで教育委員会生涯学習係までお送りください。なお、上記外の方法でのお問い合わせには応じませんのでご了承ください。

④質問書への回答

質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 16 日までに飯島町ホームページ上で公開します。

URL : www.town.iijima.lg.jp

⑤指定管理者指定申請書の受付

指定申請書を以下のとおり受付します。

- ア 受付期間：令和 7 年 9 月 22 日から令和 7 年 9 月 30 日
※ 土、日、祝日は除きます。
- イ 受付時間：午前 9 時から午後 5 時
- ウ 提出方法：教育委員会生涯学習係まで、持参提出してください。

⑥申請書類

申請書類は、正本を 1 部、副本を 9 部（副本は複写可）の計 10 部提出してください。原則として A4 版で作成してください。

No	書類名
1	飯島町公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
2	誓約書（別紙様式 1）
3	法人の概要を記載した書類
4	定款もしくは寄附行為またはこれらに準ずる書類
5	法人登記事項証明書
6	役員等の名簿（任意様式）
7	法人の現事業年度の事業計画書および収支予算書 法人の前事業年度の事業計画書および収支決算書

No	書類名
8	納税を証明する書類（国税・県税・市町村税に係る納税証明書）
9	事業計画書（別紙様式 2）
10	自主事業計画書（別紙様式 3）
11	事業収支計画書（別紙様式 4）
12	共同事業体構成団体一覧表（別紙様式 5）
13	その他必要な書類

※ 3～9 については共同事業体の場合は構成団体すべてのものを添付

※ 申請書類は返却しません。

⑦応募の辞退

応募受付後に申請を辞退する場合は、審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング開始までに「別紙様式 6 辞退届」を提出してください。

⑧資格審査等

資格審査は、法人その他の団体または複数の法人が共同する共同事業体の構成員全員を行うもので、公募要領および申請要項における資格要件をすべて満たすことが必要となります。応募資格の不適合者は失格とします。また、明らかに不適切な事業計画による応募者は落選とします。応募者が 1 者のみであった場合にも、同様の手続きを行います。

⑨資格審査結果の通知

資格審査の結果、資格を満たさない場合は失格となり、この場合、電子メールで連絡します。なお、共同事業体で応募した場合は、代表法人宛に通知します。

⑩審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

資格審査を通過した申請について、申請者に対して選考委員会委員が、取り組み姿勢、提出書類の内容、セールスポイント等について直接プレゼンテーションを受け、ヒアリングを行い、総合的に審査し評定します。審査は指定管理者選定基準に基づき、評価項目および評価の視点ごとに行います。選定基準は「別紙資料 2 選定基準表」のとおりです。プレゼンテーションおよびヒアリングは令和 7 年 10 月 21 日の予定ですが、時間等詳細については別途連絡いたします。

選定委員会の審査結果に基づき庁議に諮り候補者を決定します。

⑪結果の通知

結果は、庁議が終了後全応募者へ電子メールで行います。なお、共同事業体で応募した場合は代表法人宛に送信します。

5 指定管理者指定の手続き

（１）町議会への指定議案の上程

候補者選定後、指定管理者の手続きとして、飯島町町議会の議決を経る必要があります。指定議案の上程は令和 7 年 12 月議会を予定しています。

指定の議決があったときは、指定管理予定者に通知します。

(2) 協定の締結

前記(1)の手続き後、町と指定管理予定者は協定を締結します。協定は基本協定および年度協定の2つの協定を締結します。また、協定にあたっては町と指定管理者と協議を行ったうえで協定します。

①基本協定

指定期間を通しての基本的事項を定めるものです。

②年度協定

年度ごとの業務に係る事項（指定管理料含む）を定めるものです。

(3) 協定の内容

協定の主な内容は、次のとおりです。

①基本協定

- ・指定期間に関する事項
- ・業務の範囲と実施条件に関する事項
- ・備品等の扱いに関する事項
- ・業務実施に係る教育委員会の確認に関する事項
- ・指定管理料および利用料金に関する事項
- ・損害賠償および不可抗力に関する事項
- ・指定期間の満了に関する事項
- ・指定期間満了以前の指定の取り消しに関する事項
- ・その他教育委員会が別に定める事項

②年度協定

- ・当該年度の業務内容に関する事項
- ・当該年度の指定管理料に関する事項
- ・当該年度の指定管理料の精算に関する事項
- ・その他教育委員会が別に定める事項

(4) その他

①協定書は、指定という行政処分になり、契約とは異なります。協定書の内容改定は基本的に行いません。ただし、特別な事情がある場合には協議のうえ、改定することができるものとします。

②協定締結後は、令和8年4月1日より管理運営業務が実施できるよう準備してください。

③協定書の解釈に疑義が生じた場合および協定書に定めのない事項が生じた場合は、教育委員会と指定管理者において協議するものとします。

6 指定管理予定者または指定管理者の指定を取り消した場合の措置

(1) 指定管理予定者として選定された者または指定管理者が次の事項に該当した場合は、予定者としての決定、指定管理者の指定を取り消すこととします。この場合、教育委員会（町）に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、教育委員会（町）または次期指定管理者が円滑に支障なく業務が行えるよう引き継ぎを行うこととします。

- ①飯島町議会において指定議案が否決されたとき
- ②指定管理予定者または指定管理者が倒産、解散したとき
- ③提出した書類に虚偽記載が判明したとき
- ④その他指定管理予定者、指定管理者として著しく不適当と認められる事情および社会的に非難されるような事件等を起こしたとき

(2) 不可抗力等により教育委員会（町）および指定管理予定者または指定管理者双方の責めに帰することのできない事由において業務が困難になった場合は、事業の継続について協議するものとします。

7 指定管理の実施業務および業務基準

指定管理者が行う業務および業務基準は別添の「飯島町文化館指定管理者 業務仕様書」のとおりとします。

8 指定期間

指定管理者が指定管理を行う期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間で。

9 経費に関する事項

(1) 指定管理料

運営にかかる人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、町は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修経費を含みます。

指定管理料は指定期間中 1 年間の総額を「30,460,000 円（消費税及び地方消費税を含む）」以内としますので、この範囲で提案をしてください。この範囲に入らない場合は失格とします。提案を元に会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日）ごとに、飯島町の予算の範囲内で決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）支払いは 4 分割にして支払うことを想定していますが、支払いの時期や方法等は年度協定で定めます。

各年度の指定管理料の決定のための協議の際に選定時申請書で示された指定管理料の金額から減額する場合は、管理運営や事業内容等に関して町と指定管理者の間で協議を行うこととします。なお、指定管理者による管理運営の水準が、この仕様書や協定で定めたものに満たさなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。

経費および収入は、法人自体の口座とは別の口座で管理してください。

(2) 指定管理による収益及び損失について

指定管理料については、指定管理者が行う業務および業務基準等を満たして実施する中で、経費の節減など、指定管理者の経営努力によって生じた余剰金（予算額－決算額）について精算は行いません。ただし、自主事業における収支に大きな余剰が発生した場合は、指定管理者と協議のうえで指定管理料の調整を行う場合があります。

指定管理業務に係る支出が見込み額を上回ったこと等によって損失が生じても、指定管理料による補填は行いません。

1 0 その他

応募等に係る経費は応募者の負担とします。また、指定管理予定者決定から指定管理開始までの期間に係る経費も指定管理予定者および指定管理者の負担とします。

1 1 添付資料

- ①飯島町文化館仕様書
- ②別紙資料 1 リスク分担表
- ③別紙資料 2 選定基準表
- ④別紙資料 3 飯島町文化館平面図
- ⑤別紙資料 4 飯島町文化館備品リスト
- ⑥別紙資料 5 飯島町文化館実績等情報

1 2 申請様式

- ①飯島町公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ②提出書類一覧
- ③誓約書（別紙様式 1）
- ④事業計画書（別紙様式 2）
- ⑤自主事業計画書（別紙様式 3）
- ⑥事業収支計画書（別紙様式 4）
- ⑦共同事業体構成団体一覧表（別紙様式 5）
- ⑧辞退届（別紙様式 6）
- ⑨公募説明会および現地見学会参加申込書（別紙様式 7）

1 3 問い合わせ先

〒399-3797

長野県上伊那郡飯島町飯島 2529 番地

飯島町教育委員会生涯学習係

TEL : 0265-86-3111 内線 631 FAX : 0265-86-5596

E-mail : syougai@town.ijima.lg.jp